

健都イノベーションパーク企業立地推進事業(令和5年度公募)に係る質問に対する回答(令和6年1月22日)
(令和5年12月14日から令和6年1月9日までに受け付けた質問)

	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要項 P24 §8-1-(2)	提供していただいた事業用地等に関する資料の中に流域下水道に関する資料がないのですが、流域下水道の詳細位置、構造断面、配管深さ等が図示されている、平面図・縦断面図・横断面図等を提供していただけますでしょうか。	流域下水道幹線の資料について、質疑応答・資料請求登録書を提出いただいた事業者に追加提供いたします。
2	実施要項 P8 §3-5-(1)- ア	回答15にて「対象画地の千里丘新町においては自治会組織がなく、隣接する千里丘4丁目、7丁目地域には竹之鼻自治会ある」とのご回答を頂きました。今回の対象画地について竹之鼻自治会の要望内容を教えて頂きたいと考えております。	現時点において、竹之鼻自治会から対象画地についての要望は承っておりません。
3	実施要項 P8 §3-5-(1)- ア	回答16にて「本物件のすべての筆について、地籍測量図が法務局に備え付けられている」とのご回答を頂きましたが、区画整理事業による換地処分を受けた(地番)716番については、地積更正登記がされていないため、地積測量図は備え付けられておりません。換地処分の際に測量及び測量図等が作成されているかと思いますので、測量図面、境界ポイント座標が分かる図面を開示していただけますでしょうか。(※同じく区画整理による換地処分を受けた717番1及び718番1は、区画整理後に行われた分筆の際に地積更正登記されており、地積測量図が作成されておりました。)また、前回の質問で「南側道路、東側道路及び北側道路の道路境界明示書や西側隣接地所有者の吹田市様との筆界確認書はありますか。」との質問をしましたが、地籍測量図とは別に敷地全体の現況平面図、道路境界明示書や筆界確認書がありましたら、そちらも開示いただけますでしょうか。	前段に関しては、ご指摘のとおり、716番に関しては地籍測量図は備え付けられておりませんでした。第1回回答における回答16を訂正するとともに、質疑応答・資料請求登録書を提出いただいた事業者に換地図を提供いたします。後段に関しては、現況測量図、道路境界明示書及び筆界確認書はございません。

	質問箇所	質問内容	回答
4	実施要項 P23 §7-7-(7)	回答 29 にて「クリーンセンター撤去工事着手前に竹之鼻自治会を対象に工事説明会をした。説明会で工事の振動、防音防塵対策に関する要望のほか、工事車両の通行台数や経路について要望があった」とのご回答を頂きました。その竹之鼻自治会からの要望の内容について具体的にどのような要望かを教えて頂きたいと考えております	振動に関しては、地下構造物撤去の際に気をつけてほしいとのおこを、防音防塵に関しては、住宅側に防音防塵シートを設置するよう要望がございました。 工事車両に関しては、一日当たりのべ台数 20 台の通行、経路に関しては、往路は府道大阪高槻京都線から味舌橋で旧千里丘 44 号線（現千里丘 92 号線）に入り、山田川沿いを通行、復路は旧千里丘 44 号線を西に向かい、正雀川沿いを通行し、府道大阪高槻京都線に出るようにとの要望がございました。（なお、旧千里丘 44 号線は、正雀川沿い部分が廃止され、千里丘 92 号線となっています。）

健都イノベーションパーク企業立地推進事業(令和5年度公募)に係る質問に対する回答(令和5年12月25日)に係る訂正

_____下線部訂正箇所

(訂正前)

	質問箇所	質問内容	回答
16	実施要項 P8 §3-5-(1)- ア	「現状有姿での引渡しとし・・・無償譲渡するものとします。」とありますが、対象画地の境界は確定しているのでしょうか。対象画地の周囲には摂津市様の境界金属プレートが8箇所設置されており、境界が確定しているように見受けられます。南側道路(千里丘中央線)、東側道路(千里丘新町2号線)及び北側道路(千里丘92号線)の道路境界明示書はありますか。また、西側隣接地所有者の吹田市様との筆界確認書はありますか。	本物件のすべての筆について、 <u>地積測量図が法務局に備え付けられて</u> います。

(訂正後)

	質問箇所	質問内容	回答
16	実施要項 P8 §3-5-(1)- ア	「現状有姿での引渡しとし・・・無償譲渡するものとします。」とありますが、対象画地の境界は確定しているのでしょうか。対象画地の周囲には摂津市様の境界金属プレートが8箇所設置されており、境界が確定しているように見受けられます。南側道路(千里丘中央線)、東側道路(千里丘新町2号線)及び北側道路(千里丘92号線)の道路境界明示書はありますか。また、西側隣接地所有者の吹田市様との筆界確認書はありますか。	本物件のうち716番を除くすべての筆について、 <u>地積測量図が法務局に備え付けられて</u> います。